米金融規制の改革は日欧とも足並みを

米国のトランプ大統領が金融規制を見直す大統領令に署名した。オバマ前政権が金融危機の再発を防ぐ目的で導入した「金融規制改革法」（ドッド・フランク法）が主な対象だ。厳格化の方向だった米国の金融規制が、成長の促進に比重を置いたものへと変質していく可能性がある。

私たちはリーマン・ショック後の金融行政について、過剰規制はお金の流れを滞らせ成長を損害しかねないと主張してきた。そうした視点に立てば、複雑で厳しすぎるとの判断もあったドッド・フランク法の見直しそのものに、大きな違和感はない。

今後は日本や欧州の金融局との足並みも乱すことなく、広い視野で見直しを進めることをトランプ大統領に望む。

大統領令は「米国民の資産形成を可能にする」「金融機関の救済に公的資金を投じない」「米企業の競争力を保つ」などの基本原則を記した。そのうえで米財務長官が米国の他の金融当局との協議のうえ、現在のルールが原則に沿ったものかどうかを点検し大統領に報告するよう求めた。

基本原則は概ね常識的な内容を確認するものが多いが、懸念すべき部分も含まれている。例えば「国際的な交渉や会合で米国の利益を追求する」といった部分だ。貿易交渉などと同様、金融規制づくりにおいても国際協調に消極的な大統領の姿勢を反映していると解釈できる。

グローバル化した金融市場の規制は国際的に調和をはかっていくことが欠かせない。協調を欠けば投資資金の流れが歪み、新たな金融不安定化の芽が生じかねない。一国主義に基づく規制づくりは危険を孕む。

米国内には多くの日本や欧州の金融機関が拠点を構える。日欧金融機関からは、米国内の資本規制などが厳しすぎて自由に業務ができない、との声が聞かれる。米経済の成長を促すことが目的ならば、日欧金融機関の声もよく耳を傾けるべきだ。

これまでのトランプ氏の発言からすると、大統領の狙いは中小企業に対する銀行の貸し渋りを解消することにあるようだ。貸し出しを増やすにはどんなルールが必要か。巨大銀行は再び投機的な取引に傾斜しないか。そうした観点から日欧の当局や金融機関は米規制改革の行方を注視し、意見を伝えていく必要がある。